

自動けいぞく(累積)投資約款(株式投資信託等用)

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さまと株式会社横浜銀行（以下「当行」といいます。）との間の、当行が取扱う追加型証券投資信託（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。お客さまはこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を当行と締結いたします。

第2条(申込方法)

1. お客さまは、指定するファンド（以下「個別ファンド」といいます。）について所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものといたします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものといたします。
2. 契約が締結されたとき、当行はただちに個別ファンドの自動けいぞく投資口座（以下「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条(金銭の払込み)

お客さまは個別ファンドの買付けにあてるため、個別ファンドの「払込単位」の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものといたします。

第4条(買付時期・価額)

1. 当行は、お客さまから買付けの申込があったとき、遅滞なく個別ファンドの買付けを行います。
2. 前項の買付価額は個別ファンド毎の「買付約定日」における個別ファンドの基準価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
3. 買付けられた個別ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客さまに帰属するものといたします。

第5条(振替決済口座への記載または記録)

この契約により買付けられた個別ファンドについてお客さまが権利を有する投資信託受益権は、当行において振替決済口座に記載または記録いたします。

第6条(果実の再投資)

1. 個別ファンドの果実については、お客さまに代わって当行が受領のうえ、当該お客さまの口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により個別ファンドを買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。
2. お客さまはいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものといたします。
3. 前項により買付け中止の取り扱いをしている個別ファンドの残高が換金請求等によりなくなった場合、買付け中止の取り扱いを自動的に終了します。ただし、投資信託定時定額購入サービス規定による契約が当該個別ファンドに対してある場合は自動的に終了いたしません。

第7条(換金)

1. 当行は、この契約にもとづく個別ファンドについて、お客さまから換金を請求されたときは、個別ファンド毎の「換金約定日」における個別ファンドの基準価額に基づき換金のうえ、その代金を返還

いたします。

2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行なうものといたします。

第8条(解約)

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) お客さまから解約の申し出があったとき。
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (3) この契約にかかる個別ファンドが償還されたとき。
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく個別ファンドを第7条に準じて換金し、お客さまにその代金を返還いたします。

第9条(申込事項等の変更)

1. 氏名、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きにより当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、お客さまが第1項の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、延着または到着しなかったとき、またはお客さまがこれを受領しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第10条(その他)

1. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 提示（記録）された本人確認書類と相当の注意をもって確認し、署名（または記名押印）された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく個別ファンドの換金代金を返還した場合。
 - (2) 署名（または記名押印）または提示（記録）された本人確認書類がお客様のものと相違すると認められたためにこの契約に基づく個別ファンドの換金代金を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付けもしくは個別ファンドの換金代金の返還が遅延した場合。
2. この約款に別段の定めがないときは、個別ファンドの目論見書、投資信託受益権振替決済口座管理規定等他の約款の定めにより取り扱います。
3. この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以上

自動けいぞく(累積)投資約款(スイッチング可能株式投資信託等用)

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さまと株式会社横浜銀行（以下「当行」といいます。）との間の、当行が取扱う追加型証券投資信託（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。お客さまはこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を当行と締結いたします。

第2条(申込みコースおよび申込方法)

1. お客さまは、買付けを希望するファンド（以下「個別ファンド」といいます。）の種類に応じ、そのコースごとに契約を申込みのものといたします。
2. 前項の申込は、お客さまが個別ファンドについて所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みのとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。
3. 契約が締結されたとき、当行はただちに個別ファンドの自動けいぞく投資口座（以下「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条(金銭の払込み)

1. お客さまは、申込コース所定の個別ファンドを買付けるため、個別ファンドの「払込単位」の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものといたします。
2. 第7条2. 後段にかかる返還金その他コースへの払込み（以下「乗換え」といいます。）については、1万円以上といたします。

第4条(買付時期・価額)

1. 当行は、お客さまから買付けの申込があったとき、遅滞なく個別ファンドの買付けを行います。
2. 前項の買付価額は個別ファンド毎の「買付約定日」における個別ファンドの基準価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
3. 買付けられた個別ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客さまに帰属するものといたします。

第5条(振替決済口座への記載または記録)

この契約により買付けられた個別ファンドについてお客さまが権利を有する投資信託受益権は、当行において振替決済口座に記載または記録いたします。

第6条(果実の再投資)

1. 個別ファンドの果実については、お客さまに代わって当行が受領のうえ、当該お客さまの口座に各個別ファンド毎繰入れ、各コースごとにその全額をもって決算日の価額により個別ファンドを買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
2. お客さまはいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものといたします。
3. 前項により買付け中止の取り扱いをしている個別ファンドの残高が換金請求等によりなくなった場合、買付け中止の取り扱いを自動的に終了します。ただし、投資信託定時定額購入サービス規定による契約が当該個別ファンドに対してある場合は自動的に終了いたしません。

第7条(換金)

1. 当行は、この契約にもとづく個別ファンドについて、お客さまから換金を請求されたときは、個別ファンド毎の「換金約定日」における個別ファンドの基準価額に基づき換金のうえ、その代金を返還いたします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。なお、当該請求のとき当該返還金による第2条1.に掲げる他コースの買付けをお申し込みいただいた場合、当該返還金については、お客さまにお支払いすることなく、ご指定のコースの買付払込金に充当いたします。

第8条(解約)

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) お客さまから解約の申し出があったとき。
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (3) この契約にかかる個別ファンドが償還されたとき。
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく個別ファンドを第7条に準じて換金し、お客さまにその代金を返還いたします。

第9条(申込事項等の変更)

1. 氏名、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きにより当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、お客さまが第1項の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、延着しまたは到着しなかったとき、またはお客さまがこれを受領しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第10条(その他)

1. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 提示(記録)された本人確認書類と相当の注意をもって確認し、署名(または記名押印)された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく個別ファンドの換金代金を返還した場合。
 - (2) 署名(または記名押印)または提示(記録)された本人確認書類がお客様のものと相違すると認められたためにこの契約に基づく個別ファンドの換金代金を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付け、乗換えもしくは個別ファンドの換金代金の返還が遅延した場合。
2. この約款に別段の定めがないときは、個別ファンドの目論見書、投資信託受益権振替決済口座管理規定等他の約款の定めにより取り扱います。
3. この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以上